

令和4年1月25日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

まん延防止等重点措置適用に伴う活動時間等について

愛知県においても、1月21日（金）からまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、活動時間等について次のとおりとしますので、各団体所属の全構成員に周知徹底いただくよう、お願いいたします。

学内での感染者数も急激に増加しており、定期試験も予定されていますので、今一度、各自が感染対策を徹底していただくようお願いいたします。また、オミクロン株においては、のどがいがらっぽい程度の軽い症状から始まっている場合が多いようです。毎回活動を始める前に、発熱の有無以外にも、のどのいがらっぽさ等の軽い症状もないことを確認してください。少しでも風邪の症状がある部員は、発熱症状がなくても、症状が治まるまで活動に参加しない対応をとるようにしてください。

学内の感染状況を見ると、換気が不十分な場所で活動をしたことによって多数の感染者が出た事例が発生しています。活動中の換気については特に注意してください。

部活動と直接関係していなくても、部活のメンバーで大勢が行動すれば、感染のリスクを高めることになってしまいます。部活動を継続するための取組を無にしないためにも、部活以外で大勢で行動することを避けるなど、慎重な行動をお願いします。また、一つ席を空けるなど、ある程度距離を取っていても、マスクをしないで会話をしたことによって感染した例も出ています。そもそも会食は自粛をお願いしているところですが、昼食時など少人数で食事をする際も、部活のメンバーかどうかに関わらず、黙食を徹底するようにしてください。

課外活動団体から陽性者を出さず、活動を継続できるよう、ご協力をお願いいたします。

記

適用期間：令和4年1月26日（水）～ 2月13日（日）

【Ⅰ】活動時間等

《学内運動施設での活動時間》

施設の利用及び鍵の返却までを19時30分までに終え、20時までには大学構内から出るようにしてください。

《運動施設以外の学内施設での活動時間》

部室での活動も含め、20時までには大学構内から出られる時間で活動を切り上げてください。

《学外での活動時間》

20時までには活動を切り上げてください。

《学内運動施設での活動範囲》

通常練習のみ可。対外試合や合同練習等は認められません。

【Ⅱ】注意点

●活動前に、のどの違和感等、風邪の初期症状がないか確認し、少しでも症状があれば、活動を控えてください。

●体調不良によりPCR検査を受けることになった場合や陽性者/濃厚接触者となった場合は、本人から保健管理室へすぐに連絡してください。同時に主将や主務は状況を把握し、課外活動係へ報告してください。

●従前どおり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられている地域で開催される大会やイベント等への参加は原則禁止です。

●宿泊を伴う活動（合宿を含む）は原則できません。

●課外活動に伴う会食は、人数に関わらず原則、回避してください。

●従前からお伝えしておりますとおり、大会や演奏会の実施等、課外活動に関して相談には応じますので、不明なことがあれば、都度、課外活動係へ相談いただきますよう、お願いいたします。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。